

# ひがしまち保育園病後児保育事業利用規程

## （目的）

第1条 この規程は、厚生労働省の通知による「病児保育事業実施要綱」の規定に基づき、病気の回復期にある児童（以下「児童」という。）を、適切な処遇が確保されるひがしまち保育園病後児保育室（以下「保育室」という。）において、一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全育成を図ることを目的とする。

## （利用定員）

第2条 保育室の利用定員は、3名とする。

## （利用対象）

第3条 保育室を利用することができるのは、あらかじめ「病後児保育利用登録申請書」により登録をしている市内在住の満1歳から小学3年生までの児童を対象とし、次の要件を満たすものでなければならない。

- 1 病気の回復期であり、保育所等における集団保育が困難であり、かつ、保護者の就労等の事由によって、家庭で保育されることができない児童であること
- 2 保育室の利用前に医療機関の受診によって、保育室での保育が可能であると診断されていること

## （開設日時）

第4条 保育室の利用日及び時間は、次のとおりとする。

- 1 利用日は、月曜日から金曜日までとする。  
ただし、土・日・祝日及び、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 利用時間は、月曜日から金曜日の午前8時から午後6時までとする。

## （利用申込）

第5条 利用しようとする児童の保護者は、「病後児保育利用申込書」に、かかりつけ医が記載した「病後児保育連絡票」を添付して、保育室に提出するものとする。

## （利用料金）

第6条 保育室の利用料は、下記のとおりとする。（昼食・おやつ代を含む）

※ アレルギー食も対応しております。ご希望の際は、ご相談ください。

| 区分          | 料金     |
|-------------|--------|
| 半日利用（4時間未満） | 1,000円 |
| 1日利用（4時間以上） | 2,000円 |

## （保育室への送迎）

第7条 児童の保育室への送迎は、保護者の責任において行うものとする。

## （与薬）

第8条 児童への与薬が必要となる場合は、保護者で「与薬依頼票」を記入のうえ、保育室に依頼するものとする。

- 1 与薬は、原則として、医師の処方に基づくものに限る。
- 2 保育室は、保護者の依頼による与薬を行った場合の結果について、責任を負わない。

## （緊急時の対応）

第9条 児童の状態の急変や事故などが生じた場合は、保護者に連絡のうえ、保育室の職員が協力医療機関を受診させるものとする。ただし、保護者との連絡がとれない場合は、保育室の判断で協力医療機関を受診させることができる。

- 1 前項の受診に係る費用は、保護者の負担とする。

## （保護者の義務）

第10条 児童の保護者は、保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。

- 1 児童の保護者は、保育室を利用する間は「病後児保育利用申込書」に記載した緊急連絡先で常に連絡を受け、緊急時でも保護者の意思の確認ができるよう努めなければならない。

## （善管注意義務）

第11条 保育室は、善良な管理者の注意義務をもって児童の保育を行う。

- 1 保育室は、児童及びその保護者の個人情報、本事業の実施に必要な範囲外では使用することができない。
- 2 保育室は、児童の特殊事情に起因して発生した事故のうち、「病後児保育利用申込書」に記載のない事情に起因する事故については、その責任を負わないものとする。

## （責任限度）

第12条 保育室は、万が一保育室の責めに帰すべき事由により児童に事故が発生した場合、保育室が加入する（公社）全国私立保育園連盟による、病（後）児保育事業総合保険約款に基づいて支払われる保険金をもって、児童及びその保護者の損害を補償するものとし、かつ、同保険金額をもって責任の限度とする。また、その保険約款により担保される支払事由の範囲内において、責任を負うものとする。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

以上、本規定の内容について理解し、同意します。

年 月 日

保護者氏名

